

安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び
安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託 公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1 安曇野市では、小中学校における外国語教育において、外国語（英語）に触れる機会、外国の異文化、生活に慣れ親しむ機会を提供し、文部科学省が示す学習指導要領に基づき、言語活動を通して、コミュニケーションを図る資質・能力を育成し、国際感覚の基盤を培うために、小中学校に外国語指導助手を派遣する。また、さらなる英会話能力の向上と、英語でのコミュニケーションができる生徒を育成することを目的とし、中学校を対象とし、放課後に外国語指導業務を委託する。

ついては、外国語指導助手の派遣及び中学校英語課外授業の指導業務を委託するに当たり、安曇野市の外国語教育に最も適した企画提案力や信頼性を持つ事業者を特定することを目的とした公募型プロポーザルを「安曇野市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき実施する。

(派遣業務)

第2 業務の概要は以下のとおりとする。

なお、契約は（1）と（2）それぞれ個別で締結することを前提とする。

（1） 安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託

ア 業務内容 別紙「安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託 仕様書」のとおり

イ 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 契約上限額 3カ年合計 169,449,000円（消費税及び地方消費税込）とする。

年度ごとの契約上限額は下記のとおりとする。

なお、派遣料は36回（36カ月）に分割して、令和7年4月から令和10年3月まで毎月払いとする。

年度区分	契約上限額（消費税及び地方消費税込）
令和7年度	56,483,000円
令和8年度	56,483,000円
令和9年度	56,483,000円

（2） 安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託

ア 業務内容 別紙「安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託 仕様書」のとおり

イ 委託期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

ウ 契約上限額 1校1回を単位とする単価契約とする。

単価は、1校1回当たり8,030円（消費税及び地方消費税込）とし、年24回以内の実施とする。なお、委託料は令和7年4月から令和10年3月の間で、業務の実施分を毎月払いとする。

(参加事業者の選定)

第3 公募型プロポーザル方式とする。

(参加資格)

第4 公募型プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

（1） 安曇野市の入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、名簿に登録されていない者であって、下記第6（5）による手続きを行い、参加資格が認められたときは、この限りでない。

（2） 公示の日を起算日として前2年の間に、長野県内の自治体と外国語（英語）指導に

関する業務契約を締結した実績があること。ただし、事業譲渡等を理由に新設された会社においては、類似の業務実績があり、それを証明できる書類を提出すれば、英語指導に関する業務契約を締結した実績があるものとみなす。

- (3) 長野県内の自治体において、外国語指導助手の派遣実績を3年以上有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 安曇野市から入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (7) 長野県内に本社、支社又は営業所等があること。
- (8) 申請者及び役員等が、安曇野市暴力団排除条例（平成24年安曇野市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (9) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づく労働者派遣事業の許可を得ていること。

（今後の日程）

第5 業務開始までの今後の日程は、概ね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|---------------------------------------|
| (1) 質問書受付期限 | 令和6年11月8日（金）午後5時まで |
| (2) 参加申込書提出期限 | 令和6年11月15日（金）午後5時まで |
| (3) 参加申込結果及び開催通知 | 令和6年11月22日（金） |
| (4) 提案書等提出期限 | 令和6年11月29日（金）午後5時まで |
| (5) プレゼンテーション | 令和6年12月12日（木）（予定）
安曇野市役所 3階 301会議室 |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年12月下旬 |
| (7) 契約締結 | 令和7年2月中 |
| (8) 業務打合せ | 契約締結後、受託者と協議の上決定する。 |
| (9) 業務開始日 | 令和7年4月1日 |

（参加申込書等の提出）

第6 公募型プロポーザルに応募する事業者は、参加申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 提出期限 令和6年11月15日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 〒399-8281 安曇野市豊科6000番地
安曇野市教育部学校教育課（安曇野市役所3階9番窓口）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（必着）
- (4) 提出書類
ア 参加申込書…1部
イ 参加資格確認書（様式第2号）…1部
ウ 定款（写）及び会社パンフレット…1部
エ 派遣実績確認書（様式第3号）及び派遣実績を証明する契約書の写し…1部
- (5) 入札参加資格者名簿に登録されていない者の提出書類
上記（4）の提出書類に加え、下記の書類を提出するものとする。
ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの…1部
イ 印鑑証明書…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの…1部
ウ 使用印鑑届（上記イ印鑑証明書により届出されている印を契約等に使用する場合は提出不要）…1部

エ 納税証明書…写し可・公示日から90日以内に発行されたもの…1部

2 本実施要領第4条に定める参加資格要件等に基づき、教育部学校教育課において参加申込書等の審査を行い、事業者宛参加資格審査の結果を通知する。この場合において参加資格に満たないと判断された者は、市長に対し通知日の翌日から5日（休日は含まない。）の間にその理由について書面により説明を求められることができる。市長は、参加資格が満たないと判断した理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から5日（休日は含まない。）以内に説明を求めたものに対して、文書で回答するものとする。

なお、受託実績等により、本実施要領第11の審査委員会に諮ったうえで参加者を決定する場合がある。

（業務提案書等の提出）

第7 参加事業者は、業務提案書及び見積書（以下「提案書等」という。）を次のとおり提出すること。

（1） 提出期限 令和6年11月29日（金）午後5時まで（必着）

（2） 提出場所 〒399-8281 安曇野市豊科 6000 番地
安曇野市教育部学校教育課（安曇野市役所3階9番窓口）

（3） 提出方法 持参（郵送不可）

（4） 提出書類及び部数

ア 業務提案書（様式第9-1号から様式第9-9号）…正本1部、副本7部

イ 見積書（様式第7号）…正本：1部、副本：1部

別紙「安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託 仕様書」及び「安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託 仕様書」による見積り

ウ プレゼンテーション出席者届（様式第8号）…1部

エ 業務提案概要書（任意様式）…1部

（5） 業務提案書の作成方法

ア 用紙の大きさは、A4版とする。

イ 表紙（様式第9-1号）及び業務提案書（様式第9-2号から様式第9-9号）を使用し、目次及びページ番号を付けて、ホチキス等で2点留めすること。

ウ 正本1部には、商号又は名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印すること。副本7部は、製本のコピーで構わないが、事業者名が分からないようマスキング等の対応をすること。

エ 様式は、各1ページとしているが、ページ数が増えても可。

オ 様式以外の資料を綴る場合は、目次に記載しページ番号を付して業務提案書と一緒に綴ること。

カ 業務提案書には、見積金額を記載しないこと。

キ 記載内容が不開示情報として安曇野市情報公開条例（平成18年安曇野市条例第5号）第5条第1項第3号に該当する部分がある場合は、提案書の末尾等にその箇所を具体的に記載すること。

（6） 見積書の作成方法

ア 見積書（様式第7号）を使用すること。

イ 業務提案書とは別に封緘し、提出すること。

（7） 提案書等の作成、提出に係る費用は、全て提出者の負担とする。

（8） 提案書等の提出は、1参加事業者につき1件とする。

（9） 業務提案書で提案された内容については、派遣後は実施できるものとする。

（10） 提案書等は、提出後の訂正、差し替えなどを認めない。

（11） 候補事業者として決定した者の業務提案概要書は、安曇野市ホームページに公開するものとする。

(質問の受付等)

第8 参加事業者は、参加申込及び提案書等の作成に関し、質問書(様式第6号)を提出することができる。

- (1) 受付期間 公示日から令和6年11月8日(金)午後5時まで(必着)
- (2) 提出場所 FAX: 直通 0263-71-2338
E-mail: gakkoukyouiku@city.azumino.nagano.jp
- (3) 提出方法 FAX又は電子メール
- (4) 提出された質問及び回答内容については、安曇野市ホームページにて掲載する。
- (5) 質問は当該業務に係る条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画等には答えないこととする。

(プロポーザルの途中辞退)

第9 参加事業者は、辞退届(様式第10号)を提出することにより、参加を辞退することができる。なお、一度辞退届を提出した後は、再度参加することはできない。

2 提案書等を提出期限(令和6年11月29日(金))までに提出しなかった場合は、参加を辞退したものとみなす。

(プレゼンテーションの実施)

第10 企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり実施する。

- (1) 実施日 令和6年12月12日(木)(詳細な時間については別途通知する。)
- (2) 開催場所 安曇野市役所 3階 301会議室
- (3) 提案書等の提出時に添付のない資料等を新たに提出することはできない。
- (4) プレゼンテーションに出席人数は、1事業者につき3人までとする。プレゼンテーション出席者届(様式第8号)に記入のうえ、提案書等の提出時に届け出ること。
- (5) プレゼンテーションの所要時間は、1事業者 30分とし、参加事業者の説明時間を20分以内、質疑応答を10分程度とする。
- (6) プレゼンテーションの順番は、業務提案書の提出順とする。
- (7) プレゼンテーションは非公開とする。
- (8) プレゼンテーション会場に、プロジェクター、HDMIケーブル、スクリーン、電源を用意するので利用することも可能であること。また、必要に応じ準備時間を設ける。なお、パソコン等情報機器以外のものを使用する場合には、プレゼンテーション出席者届(様式第8号)にて報告をするものとする。

(審査委員会)

第11 提案書等の審査を行うため、安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

(提案書等の審査)

第12 審査は、提出された、提案書等の書類及びプレゼンテーションの評価を審査会が行う。

2 審査は、業務提案及びプレゼンテーションを総合的に評価し、審査委員が参加者順位1位を最も多くつけた参加者を候補事業者とする。参加者順位1位が同数の場合は、総得点数が高い参加事業者を候補事業者として選定する。総得点数も同数となった場合には、審査委員会による協議により候補事業者を決定する。

(評価方法)

第13 各事業者の評価は、次に掲げる項目、配点により業務提案書、プレゼンテーション等の

内容を基に審査会で評価する。

(1) 業務の信頼性の評価

ア 会社概要・理念、実績等について

- ・企業理念、業務内容等が明確で、組織体制が業務目的の達成に適しているか。
- ・過去の類似業務における実績成果は十分か。

イ ALT の研修

- ・ALT の採用時及び採用後の研修は十分か。
- ・配置後の勤務評価、指導が適切に行われるか。

ウ ALT の資質

- ・小学校の ALT については日本語をある程度理解し、補助なしでの打ち合わせを可能とする ALT を確保できるか。

エ 授業展開の方法

- ・担当教諭と連携して、学年に合わせた効果的な授業展開ができるか。
- ・ICT を活用した効果的な授業展開ができるか。

オ 教育委員会及び学校との連携体制

- ・学校からの要望、苦情への対応方法は適切か。
- ・要望や苦情に対してスピード感をもって適切に対応ができる体制になっているか。

カ ALT の管理・配置体制

- ・十分な ALT を確保し、欠員への対応もできるか。
 - ・ALT の勤務状況の把握方法、連絡相談体制、その他労務管理の体制は適切か。
 - ・派遣人数について条件を満たした上で、効率的な配置について提案ができるか。
- ※ 本年度の ALT の配置状況と児童生徒、クラス数については、P 7 のとおり。

(2) 企画提案内容の評価

キ ALT の効果的な活用

- ・授業以外での効果的な ALT 活用方法をどう考えているか。

ク 英語課外授業の実施

- ・中学校外国語学習を実践する上での考え方は妥当か。英会話能力と英語でのコミュニケーション能力向上のために、効果的な企画提案か。

(3) 価格評価

ケ 見積金額

- 予定価格を超えた場合は、評価の対象としない。

(選定結果の通知)

第 14 審査結果は、参加事業者に候補事業者選定結果通知書により郵送で通知する。

- 2 候補者として決定されなかった参加者は、市長に対し通知日の翌日から 5 日（休日は含まない。）以内にその理由について書面により説明を求められることができる。市長は、候補者として決定されなかった理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から 5 日（休日は含まない。）以内に説明を求めた者に対して、文書で回答するものとする。

(失格)

第 15 参加事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、選定結果等に関わらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることがある。

- (1) 提案書等の作成に関して不正行為又は虚偽の記載が認められた場合
- (2) 派遣契約締結前に入札参加停止の措置を受けた場合

(労働者派遣契約)

第 16 市長は、候補事業者と契約内容等について協議を行い、この業務を確実に実施できると確認した場合には、安曇野市小中学校外国語指導助手派遣業務委託契約及び安曇野市中学校英語課外授業指導業務委託契約を締結する。

2 市長は、候補事業者に契約を履行することができない事由が生じた場合は、選定結果が次順位以下となった参加事業者のうち、順位が上位であった者から順に当該契約の交渉を行うこととする。この場合でも、すでに候補事業者が負担した費用等の補償は一切行わない。

(プロポーザルに係る費用)

第 17 このプロポーザルに要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(その他)

第 18 留意事項

(1) 参加事業者が 1 事業者となった場合も、プロポーザル方式による事業者の選定を実施する。

(2) 候補事業者以外の業務提案書は、審査後事務処理用の 1 部（原本）を除いて返却する。ただし、候補事業者については、返却しないものとする。

(3) 市が参加事業者に提供した資料等は、市の了解なく他に使用できないものとする。

(4) 業務提案書の著作権はそれぞれの提案者に帰属する。ただし、安曇野市が本業務に係る範囲において公表する場合、その他必要と認めるときに、業務提案書等の内容を無償で使用できるものとする。

(5) 本プロポーザルにおいて提出された書類は、安曇野市情報公開条例の規定に従い、開示請求の対象となることに留意すること。

(6) 候補事業者とならなかった者の情報については、原則として、業務提案概要書以外を非公開とすることがある。

令和6年度児童生徒数・学級数

令和6年5月1日現在

上段 (人)
下段 (学級)

小中学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	特別支援学級			
									知障	情障	院内	合計
豊科南小学校	児童数	104	114	125	114	124	119	700	7	36	2	45
	学級数	3	3	4	4	4	4	22	1	5	1	7
豊科北小学校	児童数	82	89	97	84	91	89	532	12	46		58
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	2	6		8
豊科東小学校	児童数	30	21	25	35	34	28	173	4	22		26
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	3		4
穂高南小学校	児童数	107	112	115	100	103	93	630	8	38		46
	学級数	3	3	3	3	3	3	18	1	5		6
穂高北小学校	児童数	96	75	97	101	118	100	587	14	44		58
	学級数	3	3	3	3	4	3	19	2	6		8
穂高西小学校	児童数	77	64	55	73	65	50	384	10	22		32
	学級数	2	2	2	2	2	2	12	2	3		5
三郷小学校	児童数	147	161	155	156	140	156	915	20	59		79
	学級数	4	5	5	4	4	5	27	3	8		11
堀金小学校	児童数	62	75	67	61	69	83	417	4	30		34
	学級数	2	2	2	2	2	3	13	1	4		5
明南小学校	児童数	26	25	37	36	28	37	189	4	18		22
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	3		4
明北小学校	児童数	14	13	16	15	14	8	80	2	2		4
	学級数	1	1	1	1	1	1	6	1	1		2
小学校計	児童数	745	749	789	775	786	763	4,607	85	317	2	404
	学級数	23	24	25	24	25	26	147	15	44	1	60
豊科南中学校	生徒数	108	118	90				316	2	7	1	10
	学級数	4	4	3				11	1	1	1	3
豊科北中学校	生徒数	110	128	115				353	4	34		38
	学級数	3	4	4				11	1	5		6
穂高東中学校	生徒数	149	148	141				438	5	18		23
	学級数	5	5	4				14	1	3		4
穂高西中学校	生徒数	127	136	115				378	9	19		28
	学級数	4	4	4				12	2	3		5
三郷中学校	生徒数	152	180	161				493	17	30		47
	学級数	4	5	5				14	3	4		7
堀金中学校	生徒数	76	74	90				240	8	19		27
	学級数	2	2	3				7	1	3		4
明科中学校	生徒数	51	64	46				161	3	10		13
	学級数	2	2	2				6	1	2		3
中学校計	生徒数	773	848	758				2,379	48	137	1	186
	学級数	24	26	25				75	10	21	1	32
小・中学校計	人数							6,986	133	454	3	590
	学級数							222	25	65	2	92

※ 特別支援児童生徒数は内数、学級数は外数

【令和6年度ALT配置状況】

【小学校】4名

豊科南小学校、豊科北小学校、豊科東小学校、穂高南小学校、穂高北小学校、穂高西小学校、三郷小学校、堀金小学校、明南小学校、明北小学校

【中学校】7名

豊科南中学校、豊科北中学校、穂高東中学校、穂高西中学校、三郷中学校、堀金中学校、明科中学校